

川島町農業委員会 4月定例会 会議録

- 1 開催日時 令和2年4月27日（月） 午後1時30分～午後2時30分
- 2 開催場所 川島町役場2階 大会議室
- 3 議長名 利根川 洋治
- 4 出席人数 15名（農地利用最適化推進委員6名を含む）

会長 4番 利根川 洋治

会長職務代理（副会長） 3番 小島 麻寿000

農業委員

1番	野澤 光雄	2番	小高 春雄
5番	遠山 いづみ	6番	松本 智
7番	神田 利基	8番	嶋村 薫
9番	倉浪 始（欠席）	10番	矢内 悅子

農地利用最適化推進委員

中山地区	道祖土 美登
伊草地区	伊藤 豊
三保谷地区	関 秀俊
出丸地区	卯月 敏夫（欠席）
八ツ保地区	栗原 明男
小見野地区	小久保 彰
	箕輪 弘

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸般の報告について

第4 報告

（1）報告第1 県許可等の状況について

第5 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件

議案第2号 農地法第5条1項の規定による許可申請承認の件

議案第3号 農地法第5条1項の規定による許可後の変更申請承認の件

第6 その他

6 農業委員会事務局職員

事務局次長 滝瀬 一也

7 会議の概要

	(川島町農業委員会会議規則（以下「会議規則」という。）第5条の規定により、会長が議長となる。)
議長	農業委員9名、農地利用最適化推進委員7名の出席報告を行う。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達していることから開会を宣言する。
	日程第1 「議事録署名委員の指名について」 会議規則第23条第2項の規定により、議長において指名する。 (3番 小島委員、5番 遠山委員を指名する。)
	日程第2 「会期の決定について」 会議規則第8条の規定により、委員の決議で1日と定める。 (議長が会期を1日とすることについて意見を求め、意見が出なかったことから1日とする。)
	日程第3 「諸般の報告について」 (会長から、3月定例会後における会議等の報告を行う。) ・新型コロナウイルス感染症の関係により、予定されていた研修会や会議等が全て中止となつたため、報告事項なし。
	日程第4 「報告」 報告第1 県許可等の状況について 報告事項について事務局に朗読・説明を求める。
事務局	農地転用許可となった案件について報告を行う。 農地法第4条第1項の規定に基づく許可 1件

議長 報告のあった案件について、意見等がある場合は挙手を求める。
(挙手が無いことから、報告について承認する。)

日程第5 「議案」

議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請承認の件」
について、事務局に説明を求める。

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請承認の件
番号1・2の案件について、申請地・譲受人の耕作状況・申請理由・
担当委員の順で議案を読み上げ、説明を行う。

議長 説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求める。
番号1について、小久保委員
番号2について、伊藤委員を指名する。

小久保委員 番号1の申請について、譲受人の耕作状況等を説明する。

伊藤議員 番号2の申請について、譲受人の耕作状況等を説明する。

議長 説明のあった案件について、質疑がある場合は挙手を求める。
(質疑なし)

議長 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」
について、事務局の朗読・説明を求める。

事務局 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件
1件の申請について、申請地・申請人・申請理由・担当委員の順で
議案を読み上げ、申請書の計画図を提示して、事業計画を説明する。

議長 説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求める。
番号1の申請について、道祖土委員を指名する。

道祖土委員	番号1の申請について、申請理由・現地調査の状況等を説明する。
議長	説明のあった案件について、質疑がある場合は挙手を求める。 (質疑無し)
事務局	議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の変更申請承認の件」について、事務局の朗読・説明を求める。
議長	農地法第5条第1項の規定による許可後の変更申請承認の件 1件の申請について、申請地・申請人・申請理由・担当委員の順で 議案を読み上げ、申請書の計画図を提示して、事業計画を説明する。
野澤委員	説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求める。 番号1の申請について、野澤委員を指名する。
議長	番号1の申請について、申請理由・現地調査の状況等を説明する。
議長	説明のあった案件について、質疑がある場合は挙手を求める。 (質疑無し)
事務局	日程第6「その他」について、事務局からの説明を求める。
議長	①コロナウイルス感染症の対策について ②土砂の不法盛土について ③歓送迎会について 上記3件について説明をする。
議長	説明のあった案件について、質疑がある場合は挙手を求める。 (質疑なし)

議長 (上程した案件は、採決を残しすべて議了した報告を行い、一度休会とする。)

(午後2時10分より)

再開の宣言を行い、全ての案件について質問がある場合は挙手を求める。

(挙手が無いことから、質疑を終結して採決に入る。)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」

番号1の申請について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(全員賛成)

番号2の申請について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(全員賛成)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」番号1、番号2の申請については、全員賛成のため「許可」とすることに決定する。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」

番号1の申請について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(賛成多数)

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」

番号1の申請については、「許可相当」とすることに決定する。

	<p>議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」の番号1について、「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求める。</p> <p>(賛成多数)</p>
	<p>議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の変更申請承認の件」については、「許可相当」とすることに決定する。</p>
副会長	<p>会議に上程した案件はすべて議了した旨の報告を行い、議長を降りる。</p> <p>令和2年4月の定例会の閉会を宣言する。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

議長

利根川洋治

8番 嶋村委員

島村薰

10番 矢内委員

矢内悦子

